



八千代市監査公表第12号

平成30年11月21日

八千代市監査委員 江頭博彦

八千代市監査委員 大谷益世

八千代市監査委員 緑川利行

平成30年度財政援助団体監査結果報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により  
社会福祉法人八千代市社会福祉協議会運営費補助金に係る財政援助団体  
監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のと  
おり決定したので公表します。

平成 30 年 度  
財政援助団体監査報告書

社会福祉法人八千代市社会福祉協議会運営費補助金

八千代市監査委員

# 目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	財政的援助	1
第 3	監査の対象所管部局及び対象団体	1
第 4	監査の範囲	1
第 5	監査の期間	1
第 6	監査委員	1
第 7	監査の方法	1
第 8	監査の着眼点	2
第 9	監査の結果	3

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、八千代市（以下「市」という。）が財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行について監査を実施した。

## 第2 財政的援助

社会福祉法人八千代市社会福祉協議会運営費補助金（以下「補助金」という。）

## 第3 監査の対象所管部局及び対象団体

- 1 健康福祉部健康福祉課（以下「健康福祉課」という。）
- 2 社会福祉法人八千代市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）

## 第4 監査の範囲

平成29年度における出納その他の事務の執行状況

## 第5 監査の期間

平成30年7月30日から同年11月21日

## 第6 監査委員

江 頭 博 彦

大 谷 益 世

緑 川 利 行

## 第7 監査の方法

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証した。

## 第8 監査の着眼点

### 1 所管部局関係

- ア 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金交付要綱は適正に整備されているか。
- ウ 財政的援助が既得権益化しているものはないか。また、随時社会情勢に合わせて見直されているか。
- エ 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- オ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- カ 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書により確認されているか。また補助金交付団体からさらに補助金を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- キ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。
- ク 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ケ 補助金の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはあるか。
- コ 補助金の必要性を見直す仕組みがあるか。

### 2 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領を適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- カ 補助金の執行に対し、内部統制は有効に機能しているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還

- 時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。
  - ケ 現金や預金通帳，銀行印等の管理体制は適切か。
  - コ 損失補償及び債務保証に係る借入金の返済状況は適切か。
  - サ 団体の監査役や監事は，独立性が確保され，有効に機能しているか。

## 第9 監査の結果

監査の着眼点に基づき監査を実施した結果，おおむね適正で財政的援助の目的に沿って支出されていると認められた。

ただし，次のとおり改善すべき点があるので，市は対象団体に対し適切な指導を行うとともに，対象所管部局の関係事務について改善されたい。また，対象団体においては，市の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

### 1 健康福祉課

#### (1) 補助金の見直しについて

当該補助金については交付要綱が整備されているが，補助対象経費については明確になっていない。このことから，事業費補助を原則に，人件費の算定基準について抜本的に見直した上で，補助対象経費についての詳細な要領等を作成するとともに，補助金交付の際には交付対象事業及び交付対象経費を明確にされたい。

また，自主事業の拡大により，より自立的な事業運営を図れるよう，補助対象団体へ積極的に指導されたい。

### 2 社会福祉協議会

#### (1) 福祉振興基金の有効活用について

社会福祉協議会では，運用型の基金として福祉振興基金（以下「基金」という。）を設置し，その運用益を財源として地域福祉活動助成等の助成事業を実施しているところである。また，平成28年度に，将来を担う子どもたちへの支援事業の財源として1,000万円を取

り崩し、子どもの貧困に関する支援事業として、子どもたちが集える居場所づくりを目的に「ふらっとホーム」を大和田地区に開設し、平成29年度には緑が丘地区に新規開設をするなど、事業を拡大しているところである。

しかしながら、昨今の低金利状況により、運用益のみで実施できる事業は限られており、現在、基金には多額の資金が保有されていることから、基金の設置目的である社会福祉協議会の事業の振興と、地域福祉の増進を図るため、その役割を効果的なものとするよう当該基金に係る規程等の検証を行い、なお積極的に基金を有効活用するための方策を検討されたい。

## (2) 経営組織のガバナンスの強化について

社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の一部改正により、社会福祉法人制度改革が平成29年4月1日以降実施されているところであり、社会福祉協議会においても、当該制度改革の一つである経営組織のガバナンスについて、法人の各機関の設置等に係る定款等の改正などにより整備が図られている。

しかしながら、理事会及び評議員会（以下「理事会等」という。）の平成29年度事業報告及び各会計資金収支決算に係る議案の採決において、法人全体の貸借対照表等の計算書類が配布されておらず、インターネットによる公表が行われている当該計算書類に一部誤りが認められることから、理事会等の権限の一つである計算書類の承認が適切に行われているとは言えない。

また、法第45条の16第3項の規定により、社会福祉法人八千代市社会福祉協議会定款において会長及び常務理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告することを規定しているが、現在の開催数では職務の執行状況が十分報告されておらず、社会福祉協議会の業務執行に関する決定や職務の執行の監督等に係る審議が適切に行われているとは言えない。

これらのことから、理事会等が十分に機能しているとは言えず、形

骸化することにより事業展開や経営改善が消極的になるだけでなくガバナンス上の問題が生じ得ることから、開催回数の拡大や審議の活性化等により理事会等を有効に機能させるための方策を講じるなど、効果的で実効性のある経営組織のガバナンス強化に努められたい。